

令和6年11月27日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 日程1、陳情審査についてです。（1）継続審査、①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情、④送付6-16、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情、以上4件の審査となります。これら4件の陳情について、一括して確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。

○白川委員 この再発防止委員会の設立趣旨として、速やかに可及的に問題を解決していくという一文があるんですね。ところが、この委員会って何遍も何遍もやっけていまして、さすがにこれ、年を越すということになると、はっきり言いますと、区民への示しがつかないという事態に陥ってきているんじゃないかと思います。ある程度のデッドラインというのを設けないと、このままずるずる行って年を越して、また次の年を越してなんていうことになる、これはとんでもない話なんで、そろそろめどというか、ここまでは終わらせる。そのためには逆算して、最低限こういうことはやるけれども、それ以外はもうデッドラインを過ぎたらやらないぐらいやらないと、これ、かなりまずいことになっているんじゃないかなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

陳情が4件ありまして、陳情についてのご意見を含めてですけれども、こちらは今継続ということで、今4件お預かりしたまんまになっています。本来であれば早めに何かしらの結論を導き出すということが当然必要になってくるころではあるんですけれども、もろもろ確認を途中でしていかなければいけないですとか、いろんな推移を見守る中でというところがありましたので、ここまで4件を継続という形で取扱いについてやってきましたので、もし何かご意見がありましたら、今、一括で取扱いということで一旦確認はさせていただいたんですけども、何かこの陳情について、具体的に何かご意見がありましたら、ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。陳情については難しいですかね。

○白川委員 すみません。陳情について、何というんですかね、直接ではないんですが、これ、遡ってもらえると、2月14日、バレンタインデーで始まっているんですね。これ、年を越すのはちょっとしょうがないにしても、この陳情が今年1月だったわけで、それをさらに来年に持ち越して、また来年末にどうのこうのみたいなことになったら、これ、陳情を1年、2年持ち越しということになりますので、さすがにちょっと結論づけないと、まずいと思います。それで、この2月14日というのをぜひ一つのめどにさせていただけないでしょうか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

陳情の取扱いのめどをつけたほうがいいんじゃないかということで、2月14日ということで具体的な日程を頂きました。本当に誰もが、こちらはもう結論をつけて、そして陳情者に迅速にお返しできるというのが一番望ましいことではあると思いますので、もちろん一括とはしていますけれども、この中で、例えばこの陳情については今意見をそれなり

令和6年11月27日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

に出して、何とかお返しできるんじゃないかというようなものがあれば、今、一括とは言ったものの、陳情を指定していただいて、ご意見を頂くということもできるかなと思います。

おっしゃるとおり、これからの皆様の、今までの皆様のご意見とか、その辺りの状況も踏まえて、進め方にも関わってくる陳情も中にはありますので、そこも踏まえた上で、ぜひご意見を頂ければと思います。一応、今おっしゃったとおり早めにできれば、陳情も一つ一つ丁寧に迅速に結論をつけていきたいなということは思っております。ありがとうございます。

何かございますか。どちらか。

岩田委員。

○岩田委員 継続審査の中の送付6-6では、真相解明を求めるというふうになっておりますので、その問題が難しいものであれば、それは時間のかかるのも仕方ないこと。それで、時間を決めて、うやむやにして終わらせるよりはきっちりと終わらせる、解明してやるべきだと、そういうふうに私は思っておりますので、お尻をちょっと決めるのはいかがなものかなと思います。一応意見で。

○小野委員長 はい。ご意見。

白川委員。

○白川委員 ここはもう裁判まで行われて、判決が出ているわけですね。この判決と違うような結論を出すような場ではないんですね。だから、真相解明ではなくて再発防止なんです。何が起こったかというのは、もう裁判で明らかにされているわけです。それを材料に、再発しないためには何をすべきかというのがこの場です。ここで真相解明をするのはちょっと違うと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

裁判が終わって、かつそういった記録も資料要求をされている中で、今日は皆様にお待ちいただいていた資料もご提供ができる状況になっておりますので、そういう意味で言うと、再発防止にとって必要な真相解明とは何なのかというところは今まで議論もあったと思うんですけども、一定程度どういうめどをつけていくのかということにもかかってくるものかなというふうに受け止めております。ありがとうございます。

いずれにしても、今日、後ほど要求された資料も幾つか用意ができておりますので、またそのときにご意見を頂ければなというふうに思っております。

ほかはいかがですか。

○牛尾委員 白川さんの言うこともごもっともで、もちろん真相解明というのは要するに区の契約に係ることの問題だったりとかいうことで、裁判でしっかり決着はしているんですけども、区のシステムに問題がなかったのかということも、ここはチェックするというふうになっていきますので、そういう意味では岩田さんの言うこともそのとおりだなと思うんですけども、いずれにせよ、でも、このままずるずると行ってしまうのは、私もどうかというふうに思っています。だから定例会に1回だけというんじゃなくて、やっぱり間にも委員会を入れて、スピーディーにやっぱり話を進めていくということは、やっぱり必要んじゃないかなと思いますので、やっぱり定例会と定例会の間にも、何か状況が変わったりとか話し合いが必要な場合にはぜひ委員会を入れて、なるべく早く終わらせるという

令和6年11月27日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

ことで、委員長、副委員長の下でお諮りいただければなというふうに思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。ご意見を頂きまして、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○えごし委員 私もこの真相解明を求める陳情書、これも、内容を見ても、本来あるべき区政及び議会の姿勢を区民及び議員、職員にしっかり示すことが不可欠ではないかということで、再発防止に対してどう取り組んでいくかという、それを議論して、まとめて、しっかり示してほしいというのが陳情書の趣旨なんじゃないかなと私も思っております。そういう意味で、またしっかりとこの中での議論した結果をもって、この陳情審査に代えるということになるのかなというふうには思うんですけども。なので、期限は様々あるとは思いますが、まずはもうしっかりと、ちょっとどこでの議論をまとめて示せる形に持っていくかということも含めて、またしっかり検討すべきだと思っております。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

そうですね。実際の議論の推移とか、その辺りのところも陳情者は気にされていると思いますので、議論の結論がどういうものになるかということの中で、場合によってはちょっと途中の段階でお返しできるのもあるのかもしれないけれども、いずれにしてもちょっと内容について、いま一度、皆様にご意見を頂いた上で、陳情者に対してどうするかということをお諮りしていきますので、迅速にやるべきところと丁寧に進めるところというのがあると思うんですけども、いつまでもお返しをしないということは当然できないことですので、ぜひ精力的にご意見を頂ければと思います。ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 様々ご意見はあると思うんですけども、もちろんお返しできるところはお返ししながら、もうこの野々上弁護士との報告書の一番最後のページに「なお、ヒアリングの対象とすべき職員らの聴取が終了していないため、来年度もヒアリング調査を継続すべきである」という文言があるんですね。そういうこともありまして、デッドラインなどを決めるというよりは、必要に応じて開催などをしていくという方向でいいんじゃないかなと思います。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。ちょっと私、下を向いていて、気がつくのが遅くなって申し訳ありません。ご起立の上でご発言をお願いできればと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。また、今のご意見も後ほどの資料のところにもある内容かなと思いますので、またそこでご意見を頂ければと思います。

ほかはいかがでしょうか。ご意見はよろしいですか。陳情についてですね。

○大坂委員 この委員会が立ち上がってからしばらくの期間が経過して、そろそろ結論をとという声はごもっともだと思っております。陳情が4本ぶら下がっている中で、それぞれの項目を見ても、なかなかこの今すぐに結論を出すのがどうなのかなというところもありますが、一方で四つ目の政治倫理条例に関しては、ここはちょっと一つ切り出した形で議論を進めて、早々に、この場で全て制定までというわけには当然いかないわけで、制定の方法ですとか、そもそも制定するのもしないのか、方向性を見いだすところまではここでやるべきだとは思いますが、そういった中で切り出して違う会議体へ送るとい

令和6年11月27日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

うような形で、整理というのはできるんじゃないのかなというふうには思っているので、今、今日この場で議論をして、そこを切り出して、終わりにしましょうということではないですけれども、次以降の委員会の中で、そういう方向で進めていただけたほうが、整理は早くつくんじゃないのかなというふうに考えています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。一つ一つ見ると中身が違って、特にこの④番というところは、今頂いたご意見というところも確かにあるかなと思います。

今日の段階で、この④番の送付6-16に対しての結論を出すのかどうかというところについては、一旦皆様にお諮りしますけれども、いかがいたしましょうかね。継続にしますか。それとも何かこの場で何か。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続でよろしいですか。では、④番、今ありましたけれども、継続ですけれども、早めにこちら1本は切り出して、次への対策というのが結論を出せるんじゃないかということで、そこについてはこちらでも、その旨次回にしっかりとやっていきたいなというふうに思います。

そのほか、①、②、③、こちらについてはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続でよろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは、こちら①、②、③、④、全て一旦継続にさせていただくということで今確認をいたしました。

それでは、4件の陳情については継続審査とさせていただきますので、以上で日程1の陳情審査を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。